

X 国際・国内機関に関する用語（総計59）

X-1 國際機関（31）

X-1-1 國際機関関係

X-1-1-1

国連食糧農業機関

FAO: Food and Agricultural Organization
国連の専門機関として、1945年10月16日に設立。世界各国国民の栄養水準と生活水準の向上、農業生産性の向上及び農村住民の生活条件の改善を通じて、貧困と飢餓の緩和を図ることを目的としている。

加盟国数は184ヶ国(2001年11月時点)、本部はローマ(イタリア)。

FAOホームページ <http://www.fao.org/>

X-1-1-2

世界保健機関

WHO: World Health Organization
国連の専門機関として、1948年4月7日に設立。「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(世界保健憲章第1条)を目的としている。加盟国数は192ヶ国(2003年12月時点)、本部はジュネーブ(スイス)。

WHOホームページ <http://www.who.int/>

X-1-1-3

FAO/WHO合同食品規格 コーデックス 委員会(Codex委員会)

The Codex
Alimentarius
Commission

消費者の健康の保護と食品の公正な貿易の確保を目的として、1963年にFAOおよびWHOにより設置された。

国際食品規格を作成している。

参加国は169カ国、28の部会からなる。(2003年12月時点)

Codexホームページ <http://www.codexalimentarius.net/>

X-1-1-4

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)

JECFA:
Joint FAO/WHO

Expert Committee on
Food Additives

FAOとWHOが合同で運営する専門家の会合として、1956年に設立。FAO、WHO、それらの加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、添加物、汚染物質、動物用医薬品等の安全性評価を行う。

通常年2回開催(添加物・汚染物質で一回、動物用医薬品で一回)。

X-1-1-5

FAO/WHO合同残留農薬

専門家会議(JMPR)

JMPR:

Joint FAO/WHO

Meeting on Pesticide

Residues

FAOとWHOが合同で運営する専門家の会合として、1963年に設立。FAO、WHO、それらの加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、農薬の残留レベルや農薬の一日摂取許容量(ADI)について科学的評価を行う。通常年1回開催。

X-1-1-6

FAO/WHO合同微生物学

的リスク評価専門家

会議(JEMRA)

JEMRA:

Joint FAO/WHO Expert

Meetings on

Microbiological Risk

Assessment

FAOとWHOが合同で運営する専門家の会合として、2000年に設立。

FAO、WHO、それらの加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、特定の病原体と食品の組合せにおける定量的リスク評価手法の確立を行う。

X-1-1-7

国際獣疫事務局(OIE)

OIE:

Office International des

Epizooties

動物の伝染性疾病的状況に関する情報の透明性を確保を目的として、国際協定に基づき国際機関として1924年に設立。

家畜に関する科学的な情報の収集と普及、家畜の伝染性疾病の制御に向けた国際協力や専門的知見の提供、家畜の国際的取引のための衛生規約の策定を行っている。

参加国は164カ国(2003年時点)、本部はパリ(フランス)。

OIEホームページ <http://www.oie.int/>

X-1-1-8

国際癌研究機関(IARC)

IARC:

International Agency for
Research on Cancer

WHOの一機関として設立。世界の発がん状況の監視、発がんの原因特定、発がん物質のメカニズムの解明、発がん制御の科学的戦略の確立を目的に、疫学的試験と実験的試験を行う。所在地はリヨン(フランス)。

IARCホームページ <http://www.iarc.fr/>

X-1-1-9

**経済協力開発機構
(OECD)**

OECD:
Organization for
Economic Co-operation
and Development

欧洲 16ヶ国で構成されたOEECに米国、カナダが加わり、
1961年9月に設立。

先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、
貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的とする。加盟国は
30ヶ国(2004年2月時点)、事務局はパリ(フランス)。

OECDホームページ <http://www.oecd.org/home/>

X-1-1-10

世界貿易機構(WTO)

WTO:
World Trade
Organization

1995年1月1日設立。可能な限り貿易の円滑化、自由化を実現するため、交渉を通じて多国間の貿易ルールを策定する国際機関の一つ。加盟国は146ヶ国(2003年4月時点)、事務局はジュネーブ(スイス)。

WTOホームページ <http://www.wto.org/>

X-1-1-11

国際標準化機構 (ISO)

ISO:
International
Organization for
Standardization

各国の規格を扱う機関のネットワークとして、1947年2月23日設立。国連と異なり、メンバーは政府代表ではなく民間団体又は公共機関だが、加盟できるのは各国一機関のみ。産業に関する規格の国際的統一や協調を目的とする。加盟国は148ヶ国(2004年1月時点)、事務局はジュネーブ(スイス)。

ISOホームページ <http://www.iso.ch/>

X-1-2 欧州関係

X-1-2-1

欧州連合 (EU)

EU:
European Union

ヨーロッパ内において、既存の国家はそのままに、経済的・社会的な統合を進めている地域共同体。現在、ノルウェー、スイスなどを除き、おもな西欧諸国15ヶ国が加盟する。2004年には東欧など10ヶ国も加わる見通し。経済統合の一環として、2002年1月に統一通貨ユーロも導入した。

X-1-2-2

欧州委員会 (EC)

EC:
European Commission

欧洲議会に、EUの共通政策を提案する立法機関。全体会員長、副会員長2人、分野別に17ある委員会の長、計20人で構成する。17委員会の下は、33局に分かれている。

X-1-2-3

欧洲評議会 (CoEU)

CoEU:

Council of the European Union

ヨーロッパ内の人権、民主主義、法の支配を、加盟国の協調を高めて実現しようとする評議会。人権問題、テロ対策、生命倫理など幅広い分野で活動するが、防衛は対象外。現在加盟国は45ヶ国。事務局以下、加盟国外相による閣僚委員会、国会議員代表団による議員会議などで構成する。

X-1-2-4

欧洲食品安全機関 (EFSA)

EFSA:

Europe Food Safety Authority

欧洲委員会とは法的に独立した機関として新設。食品の安全性に関して、欧洲委員会などに独立した科学的な助言を与える。リスク評価は、同機関内の科学パネルが担う。作物の病虫害、飼料、動物福祉を含めた、あらゆる食品にかかるリスクが評価の対象となる。

EFSAホームページ <http://www.efsa.eu.int/>

X-1-2-5

EC科学運営委員会 (EC SSC)

EC SSC:

EC Scientific Steering Committee

食品、獣医分野、医薬品などの科学技術に関する助言委員会の一つ。

例えば、BSEに関連して、牛乳の安全性などを科学的に評価し、欧洲委員会の保健・消費者保護総局に報告する。

X-1-3 米国関係

X-1-3-1

米国農務省 (USDA)

USDA:

United States

Department of Agriculture

米国政府機関の一つ。FSIS(米国食品安全検査局:Food Safety Inspection Service)等の19の部局からなる。1862年設立。本部はワシントンD.C.にある。

USDAホームページ <http://www.usda.gov/>

X-1-3-2

米国食品医薬品庁 (FDA)

米国健康福祉省(Department of Health and Human Services)に設置された12の機関の一つ。

FDA:
Food and Drug
Administration

医薬品、食品、医療機器、化粧品等の効能や安全性を確保することを通じ、消費者の健康を保護することを目的として、企業が行った安全性試験の検証、製品の検査・検疫、安全を確保するための規制、調査研究を行う。本部はメリーランド州ロックヴィル。

FDAホームページ <http://www.fda.gov/>

X-1-3-3

米国食品安全・応用
栄養センター (CFSAN)

米国食品医薬品庁(FDA)を構成する6つのセンター(及び2つのオフィス)の一つ。

CFSAN:
Center for Food Safety
and Applied Nutrition

食品や化粧品の安全性や適正な表示を確保することにより国民の健康を保護することを目的として、添加物、汚染物質、バイオテクノロジー関連食品のリスク評価を行うとともに、それら食品及び化粧品の危害要因や表示についての規制等を行う。

本部はメリーランド州カレッジパーク。

FDA/CFSAN ホームページ <http://www.cfsan.fda.gov/>

X-1-3-4

米国疫病管理予防セン
ター (CDC)

米国健康福祉省(Department of Health and Human Services)に設置された12の機関の一つ。疫病の防止・制御を図ることにより健康な生活を促進することを目的として、健康や安全性についての信頼できる情報の提供、州政府や民間企業等との連携強化を図る。本部はジョージア州アトランタ。

CDC:
Centers for Disease
Control and Prevention

CDCホームページ <http://www.cdc.gov/>

X-1-3-5

米国環境健康科学研究
所 (NIEHS)

米国健康福祉省(Department of Health and Human Services)に設置された12の機関の一つである国立衛生研究所(National Institutes of Health)を構成する27の研究所の一つ。

NIEHS:
National Institute of
Environmental Health
Sciences

環境と病気の関連性を解明することにより、環境に関連する病気を削減することを目的として、鉛、水銀、アスベスト等の化学物質や農薬等の危害要因の削減や細胞レベルでの病気の原因究明についての調査研究を行う。本部は、ノースカロライナ州リサーチトライアングルパーク。

NIEHSホームページ <http://www.niehs.nih.gov/>

X-1-3-6

米国環境保護庁 (EPA)

EPA:

Environmental

Protection Agency

連邦政府にある 15 の省とは別に設置された独立機関の一つ。

国民の健康と自然環境を保護することを目的として、規制、州政府の環境保護事業への補助、調査研究、環境保護に取組む企業等へ補助等を行う。食品の安全性関連では、農薬の安全性や残留基準及び飲料水の安全性の基準について所管している。本部はワシントン D.C.。

EPAホームページ <http://www.epa.gov/>

X-1-3-7

米国食品安全検査局 (FSIS)

FSIS:

Food Safety and

Inspection Service

米国農務省(United States Department of Agriculture)の局の一つ。

畜肉、家きん肉及び鶏卵の安全性や適正な表示を確保するため、これらの検査、加工工場の安全性基準の設定、リスク評価、食育等を行う。本部はワシントン D.C.。

X-1-4 その他の国関係

X-1-4-1

英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA)

DEFRA:

Department for Environment, Food, and

Rural Affairs

英国政府機関の一つ。現在及び将来の世代を通じ、すべての人々の生活の質の向上を図るために持続可能な開発を図ることを目的として、国内外の環境の改善と資源の持続可能な活用、持続可能な農業、漁業、食品産業の推進及び農村経済の活性化を行う。

食品の安全性関連では、リスクの特定、リスク評価、リスクへの対処、事後評価と報告の4つの要素からなる「リスクマネージメント」を行うこととしている。本部はロンドン。

DEFRAホームページ <http://www.defra.gov.uk/>

X-1-4-2

英国食品基準庁 (FSA)

FSA:

Food Standards Agency

食品の安全性を監視する独立機関として設立。食品由来の疫病の2割削減、より健康な食生活の推進、適正な表示の促進等を通じて消費者の信頼を獲得することを目的として、食品の安全性に関する助言や情報を消費者や政府の他機関に提供するとともに、消費者保護のための事業者の監視等を行う。本部はロンドン。

X-1-4-3

仏食品衛生安全庁

(AFSSA)

AFSSA:

Agence Française de
Sécurité Sanitaire des
Aliments

1999 年にリスク評価機関として設立。食品や健康の監視を目的として、食品、飼料等の健康リスク評価、動物の疫病に関する調査研究、動物医薬品の許認可を行う。

AFSSAホームページ <http://www.afssa.fr/>

X-1-4-4

独連邦消費者保護・食
料・農業省 (BMVEL)

BMVEL:

Bundesministerium für
Verbraucherschutz,
Ernährung und
Landwirtschaft

連邦食料・農業・林業省 (BML:Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten)を再編(2001年)した連邦政府の省の一つ。リスク管理機関。

BMVELホームページ <http://www.verbraucherministerium.de/>

X-1-4-5

独連邦リスク評価研究
所 (BfR)

BfR:

Bundesinstitut für
Risikobewertung

科学的なリスク評価機関として設立。食品に関するリスクの削減を目的として、消費者の健康保護と食品の安全性に関するリスク評価、リスクコミュニケーション、リスク評価を行うための調査・分析、EUや国際機関に対する協力をを行う。

BfRホームページ <http://www.bfr.bund.de/>

X-1-4-7

カナダ保健省

Health Canada

連邦政府機関の一つ。カナダ国民の健康の維持と向上を目的として、健康政策の策定、健康に関する規制の実施、疫病の防止促進等を行う。食品の安全性関連では、食品の安全性に関する政策や基準の策定を行う。

Health Canadaホームページ <http://www.hc-sc.gc.ca/>

X-1-4-7

カナダ食品検査庁

連邦政府の4省にまたがっていた検査機能を統一した機関とし

(CFIA)	て、1997 年に設立。
CFIA:	食品の安全性、動物の健康及び植物保護を確保することを目的として、 CFIA によって策定された政策や基準を執行するとともに、食品、動物及び植物の検査を行う。
Canadian Food Inspection Agency	CFIAホームページ http://www.inspection.gc.ca/

X-1-4-8

オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ)	食品の安全の維持を図ることにより、オーストラリア及びニュージーランドの国民の健康と安全を保護することを目的としたオーストラリアの政府機関。2国間で統一した食品の規格や表示基準の策定を行うとともに、オーストラリアの生産から消費に至る衛生対策を行う。
FSANZ: Food Standard Australia New Zealand	FSANZホームページ http://www.foodstandards.gov.au

X-2 国内機関(28)

X-2-1 内閣府関係

X-2-1-1

食品安全委員会	2003 年 7 月、食品安全基本法に基づき、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、リスク評価を科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行う機関として、内閣府に設置された。 委員会は7名の委員から構成されている。
---------	---

X-2-1-2

総合科学技術会議	2001 年 1 月、内閣府設置法に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置された。 各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とする。内閣総理大臣が総合科学技術会議の議長を務め、関係閣僚や有識者の 14 人が議員である。
----------	---

X-2-1-3

国民生活審議会	内閣総理大臣及び関係各大臣の諮問機関として内閣府に設置され、国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画並びに一般消費者の保護に関する重要事項について
---------	--

調査・審議することとされている。

X-2-2 厚生労働省関係

X-2-2-1

地方厚生局

厚生労働省の発足とともに、従来の地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、設置された。国立病院・国立療養所の管理、麻薬等の取締り、福祉・衛生関係の監視指導、健康保険組合や厚生年金基金の監督などを行う。北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の各局、四国厚生支局、九州厚生局沖縄分室がある。

X-2-2-2

厚生科学審議会

疾病の予防及び治療に関する研究その他厚生労働省の所掌に関する科学技術および公衆衛生に関する重要事項について審議する機関。省庁再編に伴い、平成 13 年に設置された。30 人の委員からなる。感染症分科会、生活衛生適正化分科会がある。

X-2-2-3

薬事・食品衛生審議会

薬事法、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(平成 16 年 4 月以降は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法)、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。平成 13 年 1 月に設置された。薬事分科会、食品衛生分科会があり、委員の定数は 30 人以内。

X-2-2-4

検疫所

検疫法に基づき、海外から我が国に来航する航空機、船舶、貨物、旅客等を介して、国内に感染症の媒介動物、病原体等が侵入することを防止すること、並びに食品衛生法に基づき、輸入食品等の安全性を確保するため、我が国に輸入される食品等の輸入届出の審査及び試験検査による監視指導を行うことを目的に設置されている機関。

このほか、海外渡航者に対して感染症情報の提供、感染症の予防接種の実施、食品の輸入に際しての相談業務等を行つ

ている。

X-2-2-5

国立がんセンター

National Cancer Center

戦後、日本人の疾病構造が変化し、がんによる死亡が増加し、さらに増加が予想されるため、国としてがん対策の必要性があつたことから、1962年に発足した。運営部、病院(東京築地、千葉柏)、研究所(東京築地、千葉柏支所)による、診療、研究、研修、情報収集・発信を行っている。

X-2-2-6

国立医薬品食品衛生研

究所

National Institute of

Health Sciences

医薬品、食品、化学物質について、品質、安全性、有効性の評価のための試験、研究、調査を行っている。

明治7年(1874年)に医薬品試験機関として発足。

国立衛生試験所への改称を経て平成9年より国立医薬品食品衛生研究所と改称し、医薬品等の承認等に必要な審査を行う医薬品医療機器審査センターが新設された。

X-2-2-7

国立感染症研究所

National Institute of
Infectious Diseases

感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、支援する。1947年に設立された。

感染症にかかわる基礎・応用研究、病原体の保管、試薬の標準化および標準品の製造・分与、感染症情報の収集・解析・提供、生物学的製剤の検定及び品質管理、国際協力関係業務を行っている。

X-2-2-8

独立行政法人

国立健康・栄養研究所

National Institute of

Health and Nutrition

公衆衛生の向上及び増進を図るため、国民の健康の保持・増進および栄養・食生活に関する調査・研究を行っている。

大正9年(1920年)に発足し、平成13年4月1日より独立行政法人となる。